

災害ボランティアセンターの資金編

内閣府防災担当

1. センターの立上げ・運営に必要な資金額

災害ボランティアセンターの立上げ及び運営には、一定の経費がかかるのが通常であり、その確保の方策をあらかじめ考えておくことが求められる。

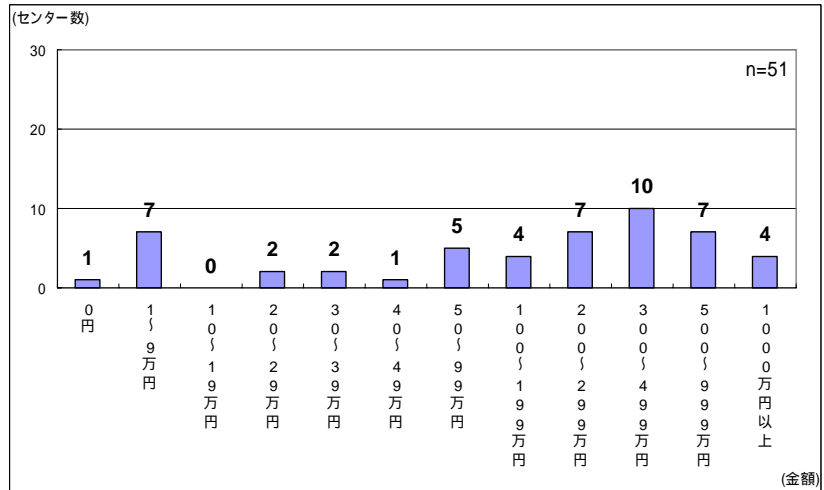
(1) センター設置・運営にかかった金額

今年度設置された災害ボランティアセンターへのアンケート調査（「災害ボランティアセンターに関するアンケート調査。平成17年1～2月。内閣府が実施。平成16年度に設置された災害ボランティアセンターへのアンケート。」）の結果をみると、災害ボランティアセンターの設置及び運営のためにかかった金額は、災害の種類や災害の規模によってその活動が大きく変わるため、0円から1000万円以上まで金額の幅が広いが、一番多いのは101万円～300万円であり、次に多いのが1万円～50万円となっている（図1）。

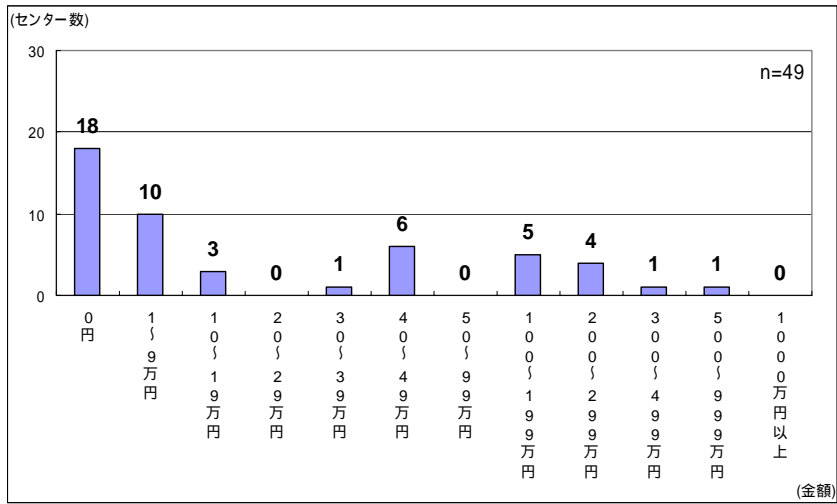
なお、水害では1週間程度の短期に集中的に活動が行われるが、地震災害では、応急対応から仮設住宅の支援までボランティア活動の支援期間が長くなるのが一般的であり、運営にかかる費用はこの点にも影響を受けると考えられる。

災害ボランティアセンターの設置時、運営時それぞれ調達した金額は図2及び図3のグラフのようになる。

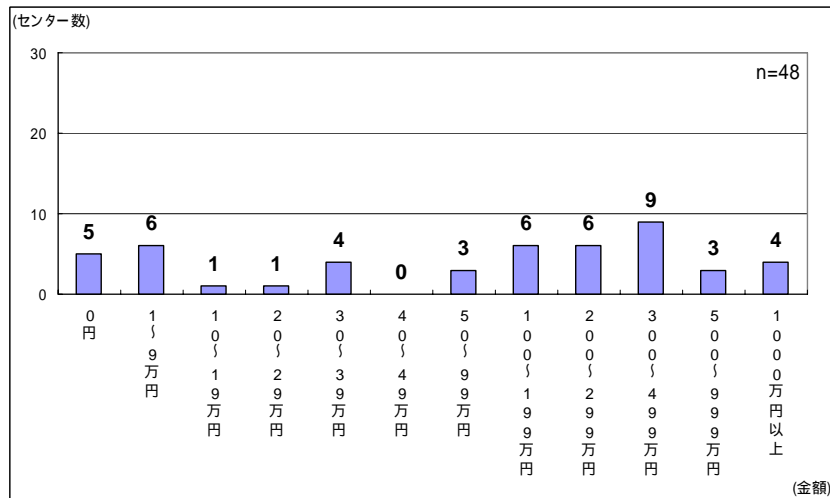
【図1】 災害ボランティアセンターの設置・運営に使われた合計資金



【図2】 災害ボランティアセンターの設置時に使われた資金額



【図3】 災害ボランティアセンターの運営時に使われた資金額

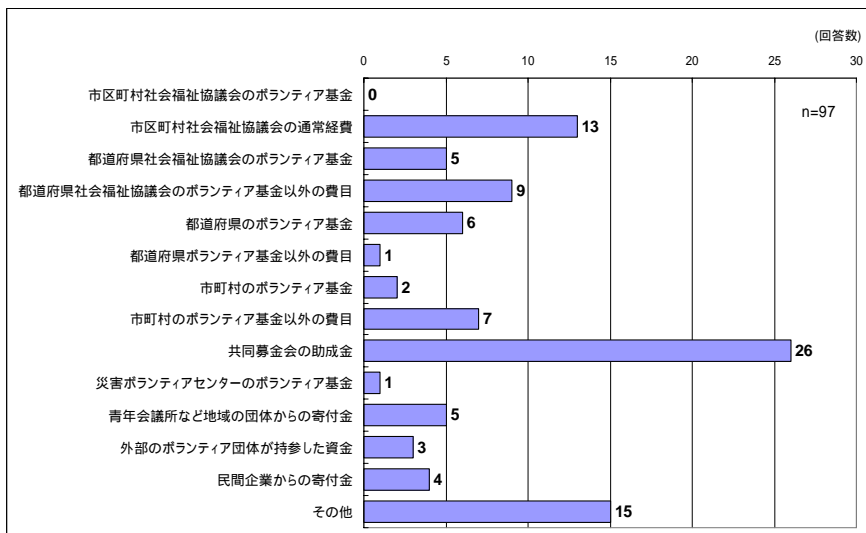
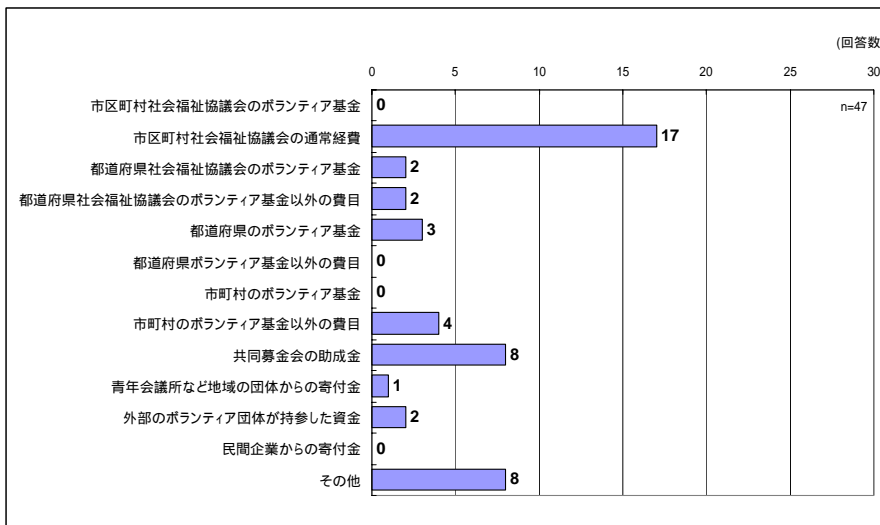


(2) 資金の調達先

ボランティアセンターの設置及び運営のための資金の調達先は、図4の通りである。(資金を複数の調達先から調達しているセンターもあることから、同図では調達先の件数で示していることに留意。)

中央募金会、都道府県共同募金会が設置している「災害ボランティア活動支援制度」を活用したケースが多く見られ、次いで、市町村の社会福祉協議会(以下「社協」という) 都道府県社協からの調達が多い。「その他」には企業や一般からの寄付などが含まれる。

【図4】 設置時(上)・運営時(下)の資金の調達先



2. 災害ボランティア活動にかかる資金の内容

(1) 災害ボランティア活動にかかる資金

資機材の調達

災害ボランティアセンターを運営していくには、ボランティアが使用する資機材が数多く必要となる。上記アンケート調査の結果でも、「手持ちの用具もなく、仮に調達するとすると資金的にも、市内の店にある在庫面からも、苦しかった」との回答があった。また、外部からの資材の寄贈は非常に役立つとのコメントもあった（この場合、資材を被災地外からボランティアセンターに輸送するための経費がかかっている）。

また、「平成16年度防災とボランティアのつどい」（16年12月4日、内閣府主催。詳細は内閣府防災HPを参照 <http://www.bousai.go.jp/vol/tsudoi/>）でも、「他県から資機材をトラックで調達することができて、非常に活動する上で助かった」との意見があった。

【表1】 災害ボランティア活動貸与備品一覧

区分	貸与装備品	用途・使用方法
の 最低 限 装 備 す る も の	手袋・軍手	被災地の大部分の救援活動について、手袋・軍手の装備が必須になる。活動によっては、素材の選定についての考慮する。
	ゴム長靴	活動中に足下へ水がしみこむのを防ぐほか、突起物や小動物による切傷から保護することができる。
	マスク	被災後は当面土埃や粉塵が多く浮遊しているため、移動・活動中はマスクが必要。
活 動 の 内 容 に よ っ て 装 備 す る も の	ゴム手袋	重油・泥土砂の除去作業や家具等の洗浄、水仕事をする際はゴム手袋を装備して、水の染みこみや切傷、ばい菌から保護する。
	雨具・カッパ	雨天時に体を冷やすことによる耐力の低下を防ぐため、装備が必要。重油・泥土砂の除去作業でも体を保護する装備となる。
	安全靴	ガレキの撤去作業をする際は、釘等の鋭利な突起物から足下を保護する。鉄板入り、底が厚いワークブーツが望ましい。

(参考例) 岩手県災害ボランティア活動マニュアルより抜粋(大規模災害を想定)

作成主体：岩手県、平成12年3月作成

ボランティア保険

災害ボランティアの活動保険は、一人当たりの掛け金の額は小さいが、長期的な活動となれば、その合計金額は大きくなる。また、被保険者の名簿管理のコストも合わせて大きくなる。そこで、上記アンケート調査でも、「センターが負担するのか、またボランティアが負担するのか、判断に迷った」とのコメントがあった。

(2) 災害ボランティアセンターの運営にかかる資金

被災状況を踏まえ、被災者のボランティアニーズを収集し、ボランティアの方々の受付窓口となり、活動内容を割りつけ、効率的な活動を支援し、活動後の報告を受け、かつ活動を全体的に調整する災害ボランティアセンターの役割は、いうまでもなく重要であり、その役割を果せるように運営していくためには、一定水準の拠点としての整備が必要となる。

既存のマニュアル等でも、災害ボランティアセンターに必要な物品や、センターレイアウト図が紹介されている。

災害ボランティアセンターの物品は初動期に短時間で調達する必要があるが、資金確保の制約がある場合はなおのこと、借りられるものは手を尽くして借り、足りないものを購入することになるであろう。

【表2】 災害ボランティアセンター本部で準備する機材とその用途

機材	用途・使用方法
集会用テント	炊き出し、休憩所、物資保管、臨時事務所
携帯電話、携帯ファックス	電話回線の不通時の通信手段
簡易無線機、トランシーバー	主要な職員及びボランティアとの連絡
ワープロ、コピー機、印刷機	資料、情報誌の作成、チラシの作成
発電機	停電時の臨時電源、無線機等の充電
ハンドマイク等	説明や合図
投光器、ガソリンランタン等	夜間照明
腕章または名札	救援ボランティアの証明(100~300人)
掲示板、黒板、ホワイトボード	情報連絡用、依頼票の張り出し
非常食、非常用飲料水	災害直後職員の食糧、被災者への支援物資
寝袋、寝具	泊まり込みスタッフ用
用紙、筆記用具	情報紙作成や事務処理用

(参考例) 岩手県災害ボランティア活動マニュアルより抜粋(大規模災害を想定)

作成主体: 岩手県、平成12年3月作成

【参考】 水害ボランティアセンターおよび水害ボランティア活動に必要な物品リスト

運営機材整備

コピー、FAX、パソコン、プリンター、印刷機、ラジオ、テレビ、机、いす、文具（記録ノート、マジック、セロハンテープ、ガムテープ、模造紙、はさみ、カッター、画鋸、付箋紙、パンチ、ファイル等）延長コード、書類ケース、メガフォン、乾電池、カメラ、電話帳、住宅地図、市街地図、救急箱、ガスコンロ、なべ、やかん、クーラーボックス、調理器具、給水器、灰皿、ごみ箱 等

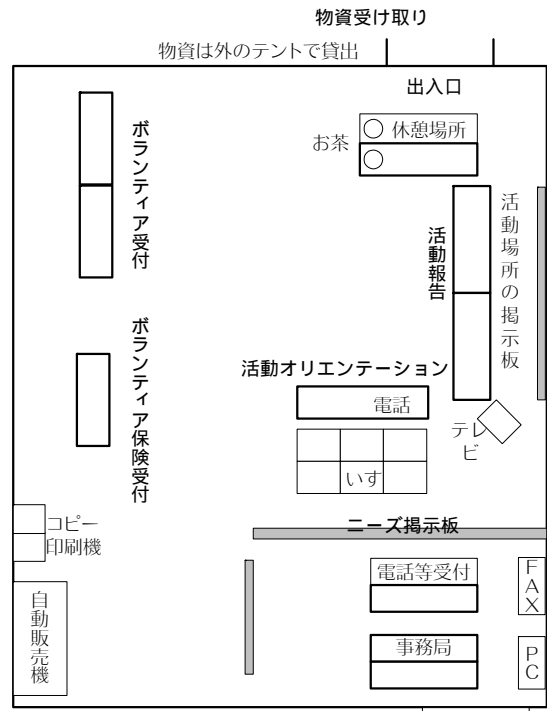
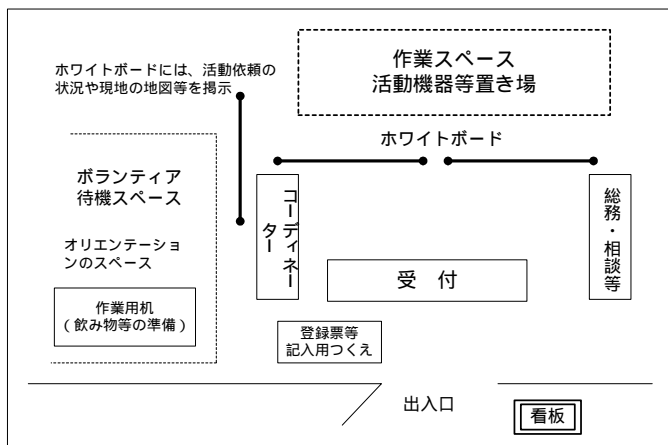
活動機材整備

活動用車両（人員輸送用、トラック）、バイク、自転車、ダンボール、新聞紙、噴霧器、消毒液、ほうき、ちりとり、デッキブラシ、シャベル、バケツ、ごみ袋、洗剤、ロープ、軍手、ゴム手袋、革手袋、スコップ、移植ばら、ビニールホース、モップ、ブルーシート、じょうろ、一輪車、消毒用マスク、バール、釘抜き など

（参考例）どうつくる！？水害ボランティアセンターより抜粋

作成主体：どうつくる！？水害ボランティアセンター編集委員会、平成 11 年 5 月作成

【図 5】 災害ボランティアセンターのレイアウト例



（左）よこはま災害ボランティアハンドブック（地震災害を想定）を参考に作成

（右）思いがひとつに～東海豪雨ボランティア活動の記録～より抜粋

番号はボランティアの流れ 名古屋市西部水害ボランティアセンター配置図

3 . 災害ボランティア活動に活用できる基金の事例

災害時のボランティア活動及びその活動の核となる災害ボランティアセンターの運営の資金確保ために活用できる制度（財源や調達できる主体）について、都道府県へのアンケート調査（「災害ボランティア・災害ボランティアセンターに関するアンケート調査。平成17年1～2月。内閣府が実施。都道府県の防災担当部局へのアンケート」）の結果等を踏まえてまとめると、表1のようになる。

【表3】 災害ボランティア活動・センター運営の資金確保に活用できる制度

	財源	制度例
災害支援制度 募金会 都道府県共同	全国の赤い羽根募金など 共同募金への寄付の一部 を積み立てたもの	「災害支援制度」(赤い羽根募金 災害ボランティア・市民活動支援制度)が各都道府県単位で設置されている
基金制度等 都道府県独自の	都道府県下および県外からの募金など、各都道府県によって違う	「災害ボランティア活動のための専用基金」「災害ボランティア活動のための専用募金」「災害ボランティア活動にも活用できる基金」の3つの種類がある。

(1) 都道府県共同募金会災害支援制度

(支援対象)

- ・ 災害支援・救援活動を行うボランティア団体・グループ
- ・ 市町村段階等で活動拠点事務所を設置したボランティア団体・グループ及び社会福祉施設
- ・ 都道府県段階で災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり設置した活動拠点事務所

(限度額)

- ・ 災害支援・救援活動を行うボランティア団体・グループ：100万円以内
- ・ 市町村段階等で活動拠点事務所を設置したボランティア団体・グループ及び社会福祉施設：300万円以内
- ・ 都道府県段階で災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり設置した活動拠点事務所：300万円以内

以上、中央共同募金会「災害支援制度運営要綱」より抜粋

(2) 都道府県レベルの基金制度等

災害ボランティア活動を対象にした専用の基金制度が各地で設置されている。地方自治体だけでなく、都道府県社会福祉協議会、また独自の協議会が設置している。

また、京都では、災害発生直後に災害ボランティア活動のための募金制度を創設し、資金を確保する制度が発足した。それぞれ募金活動による財源、独自の財源など様々であり、支援対象や金額などが違っている。

【表4】 都道府県レベルの災害に関するボランティア活動専用の基金

基金の名称	設置団体名	基金の規模 (万円)	特徴
福井県災害ボランティア活動基金	福井県	67,700	ナホトカ重油災害の時の義援金を財源に設置された。県外での活動やボランティアの訓練にも活用できるのが特徴。
公益信託静岡県災害ボランティア活動ファンド	静岡県	5,000	県費や寄付による財源を公益信託による運営をしている点が特徴。
秋田県災害ボランティア基金	秋田県社会福祉協議会	3,200	・財源は、日本海中部地震での義援金 ・県の財団が持っていたが、その財団がなくなるため受け皿となった ・3200万の財源の内、200万で、コーディネーター育成講座を実施
新潟県災害ボランティア基金	新潟県社会福祉協議会	3,000	新潟県集中豪雨水害、新潟県中越地震でのボランティア活動を支援するために設置。募金により財源を確保している
鳥取県災害ボランティア活動基金	鳥取県社会福祉協議会	2,000	・ナホトカ重油災害時に、民間からの寄付があり、そのお金を積み立てた ・昨年は台風23号(豊岡)、中越地震のボランティアセンターへの職員派遣に活用 ・ボランティアにも活用できるように実施要綱の改正を行った(今年度)
青森県災害救援ボランティア活動基金	青森県社会福祉協議会	250	・財源は善意銀行(企業からの寄付) ・新潟県中越への職員派遣に活用した ・ボランティア活動にも活用できるが今年度の実績はなし
こうち災害ボランティア活動支援基金	こうち災害ボランティア支援募金運営協議会	135	NPO法人、社会福祉協議会等による運営協議会が運営している。県外での活動にも活用できるのが特徴。

基金ではないが、災害が起きた場合、即座に災害ボランティア活動のための募金制度を設置する制度もある。資金は配分委員会の審議を通じて、全額が活動とその支援のために活用される。

【表5】 都道府県レベルの災害に関するボランティア活動専用の募金

基金の名称	設置団体名	基金の規模 (万円)	特徴
京都府災害ボランティア活動支援資金	京都府社会福祉協議会	1200	平成16年度の水害における災害ボランティア活動を対象に設置された。今回の災害に限り、募金・寄付行為による財源を確保し、分配。

また、災害に関するボランティア活動にも活用できる基金もあり、多くはボランティア活動一般のための基金であるが、さらに広い活用領域のものもある。

【表6】 都道府県レベルの災害に関するボランティア活動にも活用できる基金

都道府県	基金の名称	設置団体名	基金の規模 (万円)
北海道	ボランティア活動支援事業	財団法人北海道地域活動振興協会	790
福島県	公益信託うつくしま基金	福島県	12,004
埼玉県	ひまわり基金	埼玉県社会福祉協議会	14,000
千葉県	NTT ドコモ基金	千葉県社会福祉法人	922
石川県	県民ボランティア基金	財団法人石川県県民ボランティアセンター	10,160
山梨県	山梨県地域活性化促進事業費補助金	山梨県	15,000
奈良県	奈良県中央善意銀行	奈良県社会福祉協議会	50
岡山県	岡山県社会福祉協議会 災害時救護活動資金積立金	岡山県社会福祉協議会	1,000
山口県	ボランティア基金	やまぐち県民活動きらめき財団	12,000
徳島県	徳島県社会福祉協議会地域福祉協議会 地域福祉推進等基金	徳島県社会福祉協議会	2,000
佐賀県	佐賀県地域福祉振興基金	財団法人佐賀県地域福祉振興基金	317,242
長崎県	財団法人県民ボランティア振興基金	財団法人県民ボランティア振興基金	100,000
熊本県	熊本県社会福祉振興基金	熊本県社会福祉協議会	6,116
宮崎県	宮崎県ボランティア基金	宮崎県社会福祉協議会	200,000

表 2 に紹介した基金を活用し、実際に活用された災害とその時期、金額は下記の通りである。

【表 6】 都道府県における災害で活用された基金の時期と金額規模

	災害名	活用した時期	基金と資金の総額 (万円)
青森県	新潟県中越地震	平成 16 年 11 月から	50
新潟県	7.13 新潟豪雨	平成 16 年 7 月から平成 16 年 8 月	2,000
	新潟県中越地震	平成 16 年 10 月から	未定
福井県	福井豪雨災害	平成 16 年 7 月～ 8 月	7,200
	台風 23 号被害 兵庫県	平成 16 年 10 月～ 11 月	44
	新潟県中越地震	平成 16 年 11 月	210
鳥取県	鳥取県西部地震	平成 12 年 10 月	580
高知県	兵庫県台風災害	平成 16 年 10 月～平成 16 年 11 月	12
	新潟県中越地震	平成 17 年 1 月から	44
	香川県高潮災害	平成 16 年 9 月から	9
	7.13 新潟豪雨	平成 16 年 7 月	66